

令和3年度決算における引上げ分の地方消費税充当事業

【歳入】 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分) 26,506千円

【歳出】 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 604,375千円

【社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳】 (単位:千円)

事業名		事業費	備考
社会福祉	障害者・母子等福祉事業	133,976	
	高齢者福祉事業	119,247	
	児童福祉事業	242,756	
	計	495,979	
社会保険	国民健康保険事業	12,738	国民健康保険事業特別会計繰出金
	国民年金事業	835	
	計	13,573	
保健衛生	医療に係る事業	64,742	後期高齢者医療特別会計繰出金を含む
	疾病予防対策事業	28,181	
	環境衛生事業	1,900	
	計	94,823	
合 計		604,375	

【本表について】

本表は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、消費税率引上げにより増収となった地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、その経費を明示したものである。